視野をカーテン等で妨げて運転してはいけません

運転席又は助手席の窓をカーテン等で閉めて、又はテレビ等を助手席などに置き、 視野を妨げて運転すると

交通違反(乗車又は積載の方法違反)

となり、取締りの対象となります。

道路交通法第55条第2項(乗車又は積載の方法)

車両の運転者は、運転者の視野若しくはハンドルその他の装置の操作を妨げ、後写鏡の効果を失わせ、車両の安定を害し、又は外部から 当該車両の方向指示器、車両の番号標、制動灯、尾灯若しくは後部反射器を確認することができないこととなるような乗車をさせ、又は積載をして車両を運転してはならない。

※ 反則金

普通車

6,000円

大型車・中型車

7.000円

違反点数

1 5

- Q どのような状況が違反になるのですか。
- A 違反行為に該当し、取締りの対象になるのは
 - ・運転席(助手席)にカーテンを取り付け
 - ・棚、テレビ等を助手席などに置き

視野を妨げた状態で運転しているものとなります。

- Q 視野も妨げる物はカーテン以外にどのような物がありますか。
- A カーテンの他に、ブラインド、すだれ等が該当します。
- Q 助手席に置いていて視野を妨げる物はテレビ、棚以外にはどのような 物がありますか。
- A 冷蔵庫、無線機等で、外部が見通せないような大型な物は全て該当します。

県警察では、これらの状態で走行することにより、右左折時歩行者等を巻き込むなど、重大事故につながるおそれのある危険な行為を積極的に取締りをしていく方針です。



徳島県警察